



佐賀県公報

平成17年
4月1日
(金曜日)
第12587号

(◎印は、県例規集に登録するもの)

目次

- 吉野ヶ里歴史公園の入園料及び駐車場の使用料の徴収事務の委託 (二九八・まちづくり推進課)
- 道路の区域の変更 (二九九・道路課)
- 道路の供用開始 (二〇〇・〃)
- 全国自治宝くじ事務協議会を設ける地方公共団体の数の増加及び同協議会の規約の変更 (二〇一・財務課)

○告示

●佐賀県告示第九十八号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条第一項の規定により、吉野ヶ里歴史公園の入園料及び駐車場の使用料の徴収事務を次の者に委託した。

平成十七年四月一日

佐賀県知事 古川 康

名称	住所	使用料等の徴収場所
財団法人 公園緑地管理財団	東京都港区虎ノ門四丁目一番二一号	吉野ヶ里歴史公園

●佐賀県告示第九十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十七年四月一日から平成十七年五月二日まで佐賀県交通政策部道路課及び伊万里土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十七年四月一日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類及び路線名	道の区間		変更前後の別		幅員の延長	
	前	後	前	後	メートル	メートル
県道 伊万里畑川内蔵木線	伊万里市大川町大字大川野字溝田三八六九番一地先まで	伊万里市大川町大字大川野字溝田三八六九番一地先まで	七・五	七・五	三四・三	三四・三
県道 相知山内線	伊万里市大川町大字大川野字原田一八八三番六地先から	伊万里市大川町大字大川野字原田一八八三番六地先から	四六・〇	四六・〇	一五・五	一五・五
	伊万里市大川町大字大川野字原田一八八八番三地先まで	伊万里市大川町大字大川野字原田一八八八番三地先まで	二二・二	二二・二	一一・〇	一一・〇
	伊万里市大川町大字大川野字原田一八八八番三地先まで	伊万里市大川町大字大川野字原田一八八八番三地先まで	九〇・六	九〇・六	二二・〇	二二・〇

●佐賀県告示第二百号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成十七年四月一日から平成十七年五月二日まで佐賀県交通政策部道路課及び伊万里土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十七年四月一日

佐賀県知事 古川 康

この規約は、平成十七年四月一日から施行する。

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 伊万里畑川内蔵木線	伊万里市大川町大字川西字船倉九九四番地先から 伊万里市大川町大字大川野字溝田三八六九番一地先まで	平成一七・四・一
県道 相知山内線	伊万里市大川町大字大川野字原田一八八三番六地先から 伊万里市大川町大字大川野字原田一八八八番三地先まで	平成一七・四・一

●佐賀県告示第二百一十号

全国自治宝くじ事務協議会を設ける地方公共団体の数を増加し、及び同協議会の規約の一部を変更したので、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の六においてその例によることとされる同法第二百五十二条の二第二項の規定により次のとおり告示する。

平成十七年四月一日

佐賀県知事 古川 康

- 一 全国自治宝くじ事務協議会を設ける地方公共団体の増加
 - 全国自治宝くじ事務協議会を設ける地方公共団体に静岡市を加える。
 - 二 全国自治宝くじ事務協議会規約の一部変更
 - 全国自治宝くじ事務協議会規約の一部を次のように変更する。
- 第三条第二号中「さいたま市」の下に「、静岡市」を加える。

附則

購読料 一か年二八、八〇〇円(送料共)
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十七年四月一日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日
印刷所 西部印刷企画(株)